

道路事業者からのお願い

【スマートICの車線を通行する場合は、次の事項にご注意ください】

スマートICは、ETC専用インターチェンジです。所定の方法で車両に取り付け・セットアップされたETC車載器に、有効なETCカードを確実に挿入し、ETCシステムをご利用可能な場合に通行することができます。

運営時間、出入方向及び対象車種等に制約がありますのでご注意ください。

スマートICでは、車が停止した状態で通信のやりとりが行われ、開閉バーが開くシステムとなっておりますので、必ず開閉バーの手前で一旦停止してください。なお、一旦停止してもバーが開かない場合には、車線に設置された通信開始ボタンを押してください。

通行止めなどを実施した場合や道路を管理するうえで必要な場合、やむを得ず、予告なく出入口を閉鎖することがあります。この場合、最寄りのICをご利用ください。

【もしも、開閉バーが開かなかった場合のご注意】

ETC車線では、絶対に車をバックさせないで!!

ETC車線で、開閉バーが開かないなどの理由で停止された場合には、危険ですので絶対に車をバックさせないでください。料金所での案内、又は係員へお知らせ後、その案内に従ってください。

※ バックすると後続車に追突される危険がありますし、バックして他の車線に入りなおすことは、エラー発生の原因となります。

ETCカードを挿入せずに（または通信できなかった状態で）ETC車線を通過してしまったときは、速やかに道路事業者にご連絡を!!

うっかりETCカードを車載器に挿し忘れてETC車線を通過された場合などは速やかに、当該道路を管理する道路事業者（高速道路会社など）にご通行の状況を連絡してください。

【車載器の再セットアップ】

車載器の付け替え、車両ナンバー変更時は再セットアップを!!

車載器を他の車両に付け替える場合や住所変更等により車両のナンバープレートが変更になった場合などは、再度のセットアップ（車載器への車両情報の登録）が必要となります。

※ 新たにセットアップを行わないと、ETCのご利用ができない場合や割引が適用にならない場合があります。

【車載器管理番号に関するお願い】

車載器管理番号は、ETCの各種割引サービスのための必要な番号です。

車載器管理番号は、お持ちの車載器または車載器の箱に記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種割引サービスを受ける場合、あるいは今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。『ETC車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）』を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

【障害者割引制度におけるETC利用について】

ETC無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に福祉事務所等での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要となります。両方の手続きがなされていない場合、ETC無線走行での障害者割引適用がされません。

※ 既にETC無線走行以外の支払いでの障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録をする必要があります。

※ 通行料金の請求を受ける料金所でETC車線が閉鎖されている場合は、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して係員にETCカードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。

※ ETC無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携行してください。

※ 障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは福祉事務所等で行ってください。

※ 登録済のETCカード、ETC車載器、車両を変更される場合は、ETCのご利用前に福祉事務所等で変更手続きを行ってください。